

<特別徴収について>

神奈川県及び県内全ての市町村では、神奈川県統一基準を満たす場合のみ普通徴収が認められます

神奈川県及び神奈川県内全ての市町村では、原則として所得税の源泉徴収義務のある全ての事業者（給与支払者）を、特別徴収義務者として指定する取組を進めています。平成28年度から、神奈川県及び県内全ての市町村では、下の神奈川県統一基準を満たす場合のみ、普通徴収が認められます。

神奈川県統一基準

(1) 当面普通徴収を認める給与受給者

- ①【普B】他の事業所で、特別徴収を行っている方（例：乙欄適用者）
- ②【普C】給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方
（年間の給与支給額が100万円以下）
- ③【普D】給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）
- ④【普E】個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている方
- ⑤【普F】退職又は退職予定の方（5月末日まで）

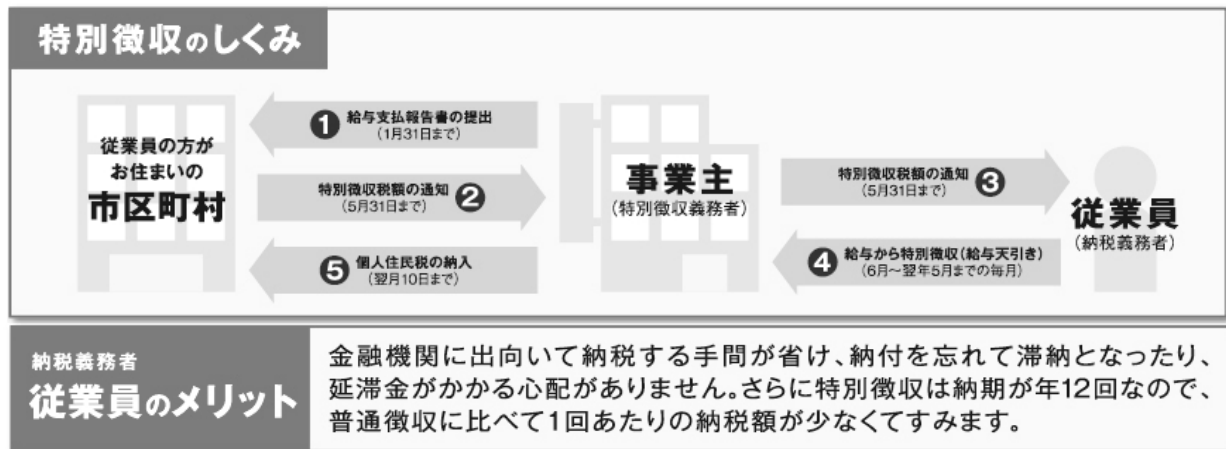
(2) 当面特別徴収しないことを認める事業者の基準

- ①【普A】特別徴収すべき従業員の方が2人以下
- ②電算システム改修等のため、直ちに特別徴収を実施することが困難
→該当する場合は、別途「特別徴収実施困難理由届出書」の提出が必要です。
様式はホームページからダウンロードできます。

<特別徴収に関するよくあるご質問>

Q1 個人住民税は特別徴収しなくてはいけないのですか？

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、すべての従業員の個人住民税を特別徴収することが法律により義務づけられています。（地方税法第321条の4）



Q2 従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければいけませんか？

A しなければいけません。ただし、給与の支払いを受ける従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする「納期の特例」をご利用いただけます。

Q3 従業員が退職した場合、どのような手続が必要ですか？

A 特別徴収により住民税を徴収することとされている給与所得者が退職・転勤等により異動した場合、「給与支払報告書（特別徴収）にかかる給与所得者異動届出書」（以下、「異動届出書」という。）を、提出していただきます。

異動届出書は、異動事由が発生した日の属する月の翌月10日までに提出してください。様式はホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ先】横浜市特別徴収センター

〒231-8314 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階

電話：045-671-4471 受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日を除く）

※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取り扱いしておりません。

横浜市 特別徴収

検索